

令和 7 年 6 月 2 0 日

露店出店者 各位

(本案内は、昨年度の石巻川開き祭りに火気を使用する露店を出店された方にお送りしています。)

石巻川開祭実行委員会
火災予防部長 佐 藤 宏 幸

石巻川開き祭りにおける露店等の開設届出等について（お知らせ）

本年は 8 月 1 日から 3 日にかけて石巻川開き祭りが開催されますが、イベント等で露店を出店される際に、火気を使用される場合は、同封いたしました「露店等の開設届出書」に必要な事項を記載の上、令和 7 年 7 月 2 2 日（火）までに石巻消防署予防係まで提出していただきますとともに、露店からの出火防止には万全を期していただきますようお願いいたします。

記

○露店等の開設届出について

- ・露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付願います。
- ・複数の露店を出店される場合は出店場所数分の届出書の提出が必要となりますので御準備願います。

※様式は川開祭実行委員会及び石巻地区広域行政事務組合
消防本部のホームページからダウンロードできます。
(石巻川開き祭り H P 「露天商の皆様へ」)

<https://www.ishinomakikawabiraki.jp/roten.html>



(様式ダウンロードはこちらから)

- ・同封の「防火安全自己点検票」は期間中の巡視の際に確認させていただきますので、記入の上、当日に出店先まで御持参願います。
- ・電子メールでも受付可能です。下記のメールアドレスへ送信願います。

【露店等の開設届出書に関する問い合わせ・提出先】

〒 9 8 6 - 0 8 0 5 宮城県石巻市大橋一丁目 1 番地 1
石巻地区広域行政事務組合 石巻消防署予防係
E - m a i l : ishi-yobou@isyoubou.jp
T E L : 0 2 2 5 - 9 5 - 7 1 1 2

(石巻地区広域行政事務組合消防本部 H P 「電子メールによる届出等の受付」)

<http://isyoubou.jp/sinseisyo-todokedeyoushi/dennsime-ruuketuke/>



【事務局】石巻川開祭実行委員会火災予防部
(石巻市復興企画部 D X 推進課内)
T E L : 0 2 2 5 - 9 5 - 1 1 1 1 (内線 4 2 6 8)

裏面の留意事項もご一読ください。

《留意事項》

◎露店等の開設届出について

石巻地区では、大規模なイベントの際に、火気等を使用する露店を出店する場合は、**石巻消防署予防係へ、「露店等の開設届出書」を提出**していただく必要があります。

(石巻地区広域行政事務組合火災予防条例第45条1項6号並びに石巻地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則第10条1項6号)

当日の火気の使用にあたっては、下記についてご留意ください。

<露店からの出火防止について>

① 対象火気器具等は安全な場所に設置する

- ・対象火気器具等（ガソリン、灯油、LPG、炭等を使用する器具や発電機）は、建物や可燃物から離して設置し、常に周囲の整理整頓に努める

② カセットコンロの取扱いに注意する

- ・カセットボンベ容器カバーを覆うような大きな調理器具は使用しない
- ・2台以上並べて使用しない
- ・炭の火おこしをしない

③ ガソリン携行缶の取扱いに注意する。

- ・直射日光の当たる場所や高温になる場所、火気器具の付近で保管しない
- ・携行缶や発電機などの蓋を開ける前にエンジンを停止する
- ・携行缶の蓋を開ける前に必ずエア抜きをする
- ・周囲の安全を確認する
- ・ガソリンの噴出に注意する

◎露店等の出店場所について

川開き期間中、アイトピア通り、立町大通りなど、パレード等の陸上行事の会場となる区域は、道路及び歩道（側溝含む。）への出店が規制される予定となっております。

このほか、祭り期間中の交通規制は、当文書発出時点では未確定であり、関係機関において協議中となっておりますので、出店場所等については、石巻川開祭実行委員会のホームページを参照するなどして、御対応願います。

なお、民地を使用して露店を出店される場合は、予め土地の所有者等から許可を得た上で出店願います。

※「露店等の開設届出書」提出時、出店場所について確認させていただきます。

◎仮設店舗による食品営業許可について

一時的又は季節的に開催される行事等において、簡易な構造の仮設店舗を設けて調理等により食品を提供する場合は、原則として食品衛生法で定めている営業許可が必要です。営業許可を取得するためには、保健所へ営業許可申請が必要です。

また、許可取得後、実際に営業する際は、衛生管理基準を遵守するとともに、許可証を店舗の見やすい位置に掲示する必要があります。

手続きの流れや申請書類のダウンロードについては別添のチラシ「石巻保健所からのお知らせ 仮設店舗による営業許可を取得してください」をご確認ください。